

資料 5－2

地域委員会と各団体等との関係性について

【平成 31 年度の推進体制】

1. ふるさと創生基金事業が地域の宝磨き上げ事業に予算上統合されるが、平成 31 年度は経過措置として前年度と同じやり方での執行となった。
2. 「ふるさと創生基金事業」については、従来どおり地域委員会及びふるさと創生基金実行委員会において事業を検討・決定する。なお、ふるさと創生基金実行委員会委員については、平成 31 年度から地域委員が兼務することとし、ふるさと創生基金事業を一体的に検討・実施する組織とする。
3. 地域の宝磨き上げ事業については、「大凧」と「大竹邸記念館」の 2 つの宝を対象とした事業に限定し、これまで通り関係団体が検討・実施する。
4. 第 7 期の地域委員（第 2 分科会）は、第 8 期の地域委員が全員新任となるため、オブザーバーとして、ふるさと創生基金実行委員会に参画をお願いする。

【イメージ図】

